

「株式等振替決済口座管理約款」新旧対照表

(変更部分には下線を引く。)

現行約款	変更案
<p>第1条 (この約款の趣旨) この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う振替株式等 <u>（上場投資信託受益証券を除きます。以下同じ。）</u>に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。<u>また、振替株式等の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の株式等の振替に関する業務規程に定めるものとします。</u></p> <p>第8条 (発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出) (前文省略)</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式については、総株主通知または個別株主通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第11条 (振替の申請) (前文省略)</p> <p>2 (前文省略)</p> <p>(3) 前号の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載または記録されるべき振替株式等についての株主、<u>新株予約権付社債権者、新株予約権者</u>（以下本条において、「株主等」といいます。）の氏名または名称および住所ならびに第1号の数量のうち当該株主等ごとの数量</p> <p>(4) 特別株主の氏名または名称および住所ならびに第1号の数量のうち当該特別株主ごとの数量</p> <p>(7) 前号の口座において増加の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主ごとの数量ならびに当該株主の氏名または名称および住所ならびに当該株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規追加)</u></p> <p><u>3</u> 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第5号の提示は必要ありません。また、同項第6号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。</p>	<p>第1条 (この約款の趣旨) この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う振替株式等 <u>（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」をいいます。以下同じ。）</u>に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。</p> <p>第8条 (発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出) (前文現行と同じ)</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式については、総株主通知または個別株主通知、<u>振替新株予約権、振替上場投資信託受益権については、総株主通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、受益者登録の請求の取次ぎ若しくは総受益者通知</u>（以下第26条において「総株主通知等」といいます。）又は個別株主通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第11条 (振替の申請) (前文現行と同じ)</p> <p>2 (前文現行と同じ)</p> <p>(3) 前号の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載または記録されるべき振替株式等についての株主、新株予約権者 <u>または受益者</u>（以下本条において、「株主等」といいます。）の氏名または名称および住所ならびに第1号の数量のうち当該株主等ごとの数量</p> <p>(4) 特別株主 <u>若しくは特別受益者</u>の氏名または名称および住所ならびに第1号の数量のうち当該特別株主ごとの数量</p> <p>(7) 前号の口座において増加の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主 <u>等</u>ごとの数量ならびに当該株主 <u>等</u>の氏名または名称および住所ならびに当該株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等</p> <p><u>3 前項第1号の数量は、振替上場投資信託受益権については、その1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。</u></p> <p><u>4</u> 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第5号の提示は必要ありません。また、同項第6号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。</p>

4 当社に振替株式等の買取りを請求される場合、前各号の手続きを待たずに振替株式等の振替の申請があったものとして取り扱います。

5 第2項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限ります。）を行うお客様は、振替株式を同項第5号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式の氏名または名称および住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

第15条（担保株式等の取扱い）

お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式について、当社に対し、特別株主の申出をすることができます。

2 お客様は、振替の申請における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載または記録がされた担保株式、担保新株予約権付社債および担保新株予約権（以下「担保下株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

第16条（担保設定者となるべき旨のお申出）

（前文省略）

2 お客様が特別株主になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載または記録されている担保の目的である振替株式について、当社に対し、特別株主となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

第18条（振替先口座等の照会）

（前文省略）

2 お客様が振替株式の質入れまたは担保差入のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているが否かについての照会をすることがあります。

3 お客様が当社に対する振替株式の質入れまたは担保差入のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

第19条（振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い）

（削除）

5 第2項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限ります。）を行うお客様は、振替株式または振替上場投資信託受益権を同項第5号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式または振替上場投資信託受益権の株主若しくは受益者の氏名または名称および住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することができます。

第15条（担保株式等の取扱い）

お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式または振替上場投資信託受益権について、当社に対し、特別株主の申出または特別受益者の申出をすることができます。

2 お客様は、振替の申請における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載または記録がされた担保株式、担保新株予約権、担保上場投資信託受益権および担保受益権（以下「担保下株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

第16条（担保設定者となるべき旨のお申出）

（前文現行と同じ）

2 お客様が特別株主または特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載または記録されている担保の目的である振替株式または振替上場投資信託受益権について、当社に対し、特別株主または特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

第18条（振替先口座等の照会）

（前文現行と同じ）

2 お客様が振替株式等の質入れまたは担保差入のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているが否かについての照会をすることがあります。

3 お客様が当社に対する振替株式等の質入れまたは担保差入のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

お客様は、その振替決済口座に記載または記録がされている振替新株予約権付社債について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。

2 お客様の振替決済口座に記載または記録がされている振替新株予約権付社債の元利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

3 当社は、前項の規定に係らず、当社所定の様式により、お客様からの申し込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権付社債の利金の全部または一部を、お客様があらかじめ指定された、当社の振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

第 20 条 (振替新株予約権付社債の償還または繰上償還が行われた場合の取扱い)

お客様の振替決済口座に記載または記録がされている振替新株予約権付社債について、償還または繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債について、抹消の申請があったものとみなします。

第 21 条 (振替株式等の発行者である場合の取扱い) ~ 第 24 条 (会社の組織再編等に係る手続き)

(省 略)

(追 加)

第 25 条 (配当金等に関する取扱い)

お客様は、金融機関預金口座または株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金を受領する預金口座等の指定（以下「配当金振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

2 お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金受領口座」といいます。）への振込みより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金を受領する方法（以下「登録配当金受領口座方式」といいます。）またはお客様が発行者から支払われる配当金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載または記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限ります。）に応じて当社に対して配当金の支払いを行うことによ

(削 除)

第 19 条 (振替上場投資信託受益権の償還または繰上償還が行われた場合の取扱い)

お客様の振替決済口座に記載または記録がされている振替上場投資信託受益権について、償還または繰上償還が行われた場合には、お客様から当社に対し、当該振替上場投資信託受益権について、抹消の申請があったものとみなします。

第 20 条 (振替株式等の発行者である場合の取扱い) ~ 第 23 条 (会社の組織再編等に係る手続き)

(現行と同じ)

第 23 条の 2 (振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)

振替決済口座に記載または記録されている振替上場投資信託受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めることに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第 24 条 (配当金等に関する取扱い)

お客様は、金融機関預金口座または株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金または分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金または分配金を受領する預金口座等の指定（以下「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

2 お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金または分配金を受領する方式（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。）またはお客様が発行者から支払われる配当金または分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載または記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限ります。）に応じて当

り、お客様が配当金を受領する方法（以下「株式数比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

3 お客様が前項の株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) お客様の振替決済口座に記載または記録がされた振替株式等の数量に係る配当金の受領を当社または当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

(2) お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載または記録された振替株式等の数量に係る配当金の受領を当該他の口座管理機関または当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。

(4) お客様に代理して配当金を受領する口座管理機関の商号または名称、当該口座管理機関が配当金を受領するために指定する金融機関預金口座および当該金融機関預金口座ごとの配当金の受領割合等については、発行者による配当金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。

(5) 発行者が、お客様の受領すべき配当金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金支払債務が消滅すること。

(6) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数比例配分方式を利用することはできないこと。

① 機構に対して株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者

4 登録配当金受領口座方式または株式数比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

第 26 条（総株主等の通知等に係る処理）

当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替

社に対して配当金または分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金または分配金を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

3 お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) お客様の振替決済口座に記載または記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社または当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

(2) お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載または記録された振替株式等の数量に係る配当金または分配金の受領を当該他の口座管理機関または当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。

(4) お客様に代理して配当金または分配金を受領する口座管理機関の商号または名称、当該口座管理機関が配当金または分配金を受領するために指定する金融機関預金口座および当該金融機関預金口座ごとの配当金または分配金の受領割合等については、発行者による配当金または分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。

(5) 発行者が、お客様の受領すべき配当金または分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金または分配金の支払債務が消滅すること。

(6) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。

① 機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金または分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者

4 登録配当金等受領口座方式または株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

第 25 条（総株主等の通知等に係る処理）

当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替上場投資信託受益権にあっては信託の計算期間終了日。以下この条において同じ。）にお

新株予約権にあっては新株予約権者。なお、登録株式質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名または名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を報告します。

- 2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主等の通知対象となる銘柄である振替株式等の発行者に対し、通知株主等の氏名または名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社または他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。

(新 規)

第 27 条 (お客様への連絡事項)
(前文省略)

4 当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家 (金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家 (同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項 (同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告 (取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご通知を行わないことがあります。

- (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
- (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第 28 条 (振替新株予約権の行使請求等)

お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付される

ける株主 (振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替上場投資信託受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名または名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を報告します。

- 2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者に対し、通知株主等の氏名または名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社または他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。

4 振替上場投資信託受益権の発行者が機構を通じて受益者登録ができる旨を定めている場合には、お客様は、当社に対し、信託の計算期間終了日における振替上場投資信託受益権に係る受託者登録の請求の取次ぎを委託していただくこととなります。

第 26 条 (お客様への連絡事項)
(前文現行と同じ)

(削 除)

第 27 条 (振替新株予約権の行使請求等)

(削 除)

べき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払
期日および当社は必要と認めるときには当該新
株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことは
できません。

2 ～ 3 (省 略)

4 お客様は、第 1 項または第 2 項に基づき、振
替新株予約権付社債または振替新株予約権につ
いて、発行者に対する新株予約権行使請求を行
う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使
請求をする振替新株予約権付社債または振替新
株予約権の一部抹消の申請手続きを委任してい
ただくものとします。

5 (省 略)

6 お客様の振替決済口座に記載または記録され
ている振替新株予約権付社債または振替新株予
約権について、新株予約権行使期間が満了した
ときは、当社はただちに当該新株予約権の抹消
を行います。

7 ～ 8 (省 略)

第 29 条 (振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に
伴う取扱い)

振替新株予約権付社債または振替新株予約権
の取扱い停止に際し、発行者が新株予約権付社
債証券または新株予約権証券を発行するときは、
お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予
約権付社債証券または新株予約権証券の発行請求
の取次ぎを委託していただくこととなります。
また、当該新株予約権付社債証券または新株予約
権証券は、当社がお客様に代わって受領し、こ
れをお客様に交付します。

2 お客様は、振替新株予約権付社債または振替
新株予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める
場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様
の氏名または名称および住所その他の情報を発
行者に通知することにつき、ご同意いただいた
ものとして取り扱います。

第 30 条 (振替新株予約権付社債に係る振替口座簿
記載事項の証明書の交付請求)

お客様 (振替新株予約権付社債権者である場
合に限ります。) は、当社に対し、振替口座簿の
お客様の口座に記載または記録されている当該
新株予約権付社債についての振替法第 194 条第 3
項各号に掲げる事項を証明した書面 (振替法第
222 条第 3 項に規定する書面をいいます。) の交
付を請求することができます。

2 お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、
当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書
面における証明の対象となった振替新株予約権
付社債について、振替の申請または抹消を申請
することはできません。

3 第 1 項の場合は、所定の手数料をいただきま
す。

第 31 条 (振替口座簿記載事項の証明書の交付また
は情報提供の請求) ～ 第 33 条 (機構
からの通知に伴う振替口座簿の記載また
は記録内容の変更に関する同意)

1 ～ 2 (現行 2～3 と同じ)

3 お客様は、第 1 項に基づき、振替新株予約権
について、発行者に対する新株予約権行使請求
を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権
行使請求をする振替新株予約権の一部抹消の
申請手続きを委任していただくものとします。

4 (現行 5 と同じ)

5 お客様の振替決済口座に記載または記録され
ている振替新株予約権について、新株予約権
行使期間が満了したときは、当社はただちに当
該新株予約権の抹消を行います。

6 ～ 7 (現行 7～8 と同じ)

第 28 条 (振替新株予約権等の取扱い廃止に伴う
取扱い)

振替新株予約権または振替上場投資信託受
益権の取扱い停止に際し、発行者が新株予約権
証券または受益証券を発行するときは、お客様
は、当社に対し、発行者に対する新株予約権証
券または受益証券の発行請求の取次ぎを委託
していただくこととなります。また、当該新株
予約権証券または受益証券は、当社がお客様に
代わって受領し、これをお客様に交付します。

2 当社は、振替新株予約権または振替上場投資
信託受益権の取扱い廃止に際し、機構が定める
場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様
の氏名または名称および住所その他の情報を
発行者に通知することにつき、ご同意いただい
たものとして取り扱います。

(削 除)

第 29 条 (振替口座簿記載事項の証明書の交付ま
たは情報提供の請求) ～ 第 31 条 (機
構からの通知に伴う振替口座簿の記載
または記録内容の変更に関する同意)

(省 略)	(現行第 31 条～第 33 条と同じ)
<p>第 34 条 (口座管理料) 当社は、振替決済口座を開設されましても、所定の料金はいただきません。</p>	<p>第 32 条 (口座管理料) 当社は、振替決済口座を開設されましても、所定の口座管理料はいただきません。</p>
<p>第 35 条 (当社の連帯保証義務) (前文省略)</p> <p>(1) 振替株式等の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分 (振替株式等を取得しない者のないことが証明された分を除きます。) のうち、振替新株予約権付社債の償還金および利金の支払いをする義務</p>	<p>第 33 条 当社の連帯保証義務) (前文現行と同じ)</p> <p>(1) 振替株式等の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分 (振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。) のうち、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等の支払いをする義務</p>
<p>第 36 条 (複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)、第 37 条 (機構において取り扱う振替株式等の一部の銘柄の取り扱いを行わない場合の通知) (省 略)</p>	<p>第 34 条 (複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)、第 35 条 (機構において取り扱う振替株式等の一部の銘柄の取り扱いを行わない場合の通知) (現行第 30 条、第 37 条と同じ)</p>
<p>第 38 条 (解約等) (前文省略)</p> <p>(4) お客様が第 43 条に定めるこの約款の変更同意しないとき <u>(新 規)</u></p> <p>(7) やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき</p>	<p>第 36 条 (解約等) (前文現行と省略)</p> <p>(4) お客様が第 41 条に定めるこの約款の変更同意しないとき <u>(7) F X 取引口座を解約することとなったとき</u> <u>(8) やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき</u></p>
<p>2 (省 略)</p> <p>(2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、<u>新株予約権付社債権者もしくは新株予約権者</u>として記載または記録されているときまたはお客様が他の加入者による特別株主の申出における特別株主であるとき</p> <p>(3) お客様の振替決済口座の解約の申請にもかかわらず、当該申請後に調整株式数に係る振替株式についてお客様の振替決済口座に増加の記載または記録がされる場合</p>	<p>2 (現行と同じ)</p> <p>(2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、新株予約権者<u>もしくは受益者</u>として記載または記録されているときまたはお客様が他の加入者による特別株主の申出における特別株主<u>もしくは特別受益者</u>であるとき</p> <p>(3) お客様の振替決済口座の解約の申請にもかかわらず、当該申請後に調整株式数、<u>調整新株予約権数または調整受益権数</u>に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載または記録がされる場合</p>
<p>第 39 条 (解約時の取扱い)、第 40 条 (緊急措置) (省 略)</p>	<p>第 37 条 (解約時の取扱い)、第 38 条 (緊急措置) (現行第 39 条、第 40 条と同じ)</p>
<p>第 41 条 (免責事項)</p> <p>(1) 第 32 条第 1 項による届出の前に生じた損害</p> <p>(5) 前号の事由により振替株式等の記録が消失等した場合、または第 19 条および第 25 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>(6) 第 40 条の事由により当社が臨機の処置をし</p>	<p>第 39 条 (免責事項)</p> <p>(1) 第 30 条第 1 項による届出の前に生じた損害</p> <p>(5) 前号の事由により振替株式等の記録が消失等した場合、または第 24 条による配当金または分配金の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>(6) 第 38 条の事由により当社が臨機の処置をし</p>

<p style="text-align: center;">た場合に生じた損害</p> <p>第 <u>42</u> 条（振替法の施行に向けた手続き等に関する同意）、第 <u>43</u> 条（この約款の変更） （省 略）</p> <p>平成 <u>21</u> 年 <u>1</u> 月</p>	<p style="text-align: center;">した場合に生じた損害</p> <p>第 <u>40</u> 条（振替法の施行に向けた手続き等に関する同意）、第 <u>41</u> 条（この約款の変更） （省 略）</p> <p>平成 <u>22</u> 年 <u>7</u> 月</p>
---	--

以 上